

行政不服審査法の改善に向けた検討会の開催について

令和 3 年 5 月 26 日
総務省行政管理局長
決 定

1 目的

平成 28 年 4 月に施行された改正行政不服審査法附則第 6 条に基づき、政府は、令和 3 年度において、同法の 5 年間の施行状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

同法の施行状況及びその課題・改善の方向性等について検討を行うため、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成員

- (1) 検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 公開

- (1) 検討会は、非公開とする。ただし、事務局において議事録を作成し、検討会終了後、構成員の確認を経た上で、総務省ホームページで公開する。
- (2) 検討会で配布された資料は、原則として検討会終了後に総務省ホームページで公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 庶務

検討会の庶務は、総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）が処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において別に定める。

以上

別紙

行政不服審査法の改善に向けた検討会

構成員

大江 裕幸 東北大学法学研究科教授

大橋 洋一 学習院大学法科大学院教授

折橋 洋介 広島大学法学部教授

(座長) 高橋 滋 法政大学法学部法律学科教授

田中 良弘 立命館大学法学部教授、弁護士

前田 雅子 関西学院大学法学部教授

渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(五十音順:敬称略)